

No.	資料	該当項目	質問内容	回答
1	実施要領	4 (5) 提出書類④	厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に掲載するにあたり一般事業主行動計画を提出しています（上記ホームページにも掲載されています）が、電子申請でしたので、受付印が押印された控えが手元がありません。 電子申請の場合、こういったものが証憑になりますでしょうか。	電子申請の場合も、所管の都道府県労働局に受付印が押された策定・変更届の写し（控え）の交付を受けることができるので、受付印が押された写しを提出してください。（一般事業主行動計画に係る電子申請には届出をした事実を確認する機能はなく、また、女性の活躍推進企業データベースへの登録も届出と連動するものではないため。） なお、一般事業主行動計画の策定・届出に係る加算措置は常時雇用する労働者の数が100人以下の参加者を対象としていますので、これを超える規模の場合は対象外となり、当該写しの提出には及びません。 加算措置の詳細につきましては、「企画提案方式の審査における「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加算措置について（ https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63561 ）」をご参照ください。
2	仕様書	1 本業務の目的	「県内食品事業者」とはどのような事業者を指すのか？事業者の定義の再確認をしておきたい。例えば、米や農林水産物をそのまま販売する事業者も県内食品事業者として認められるか？	主として、秋田県内で製造・加工された食品を販売する秋田県内の事業者を想定していますが、秋田県内で生産・収穫された食品（製造・加工が伴わないもの）、秋田県外で製造・加工されたものにあつては主要原料が秋田県産である食品を販売する秋田県内の事業者も含むものとします。 例示していただいたような事業者も、県内の事業者であれば、対象に含まれます。
3	仕様書	1 本業務の目的	県内の食品事業者が扱っている商材について、カテゴリごとの割合などが分かる参考データがございましたら、ご共有いただけますと幸いです。 また、今後販売が多くなりそうな食品の商材について、現時点で想定されている内容がございましたら、併せてお知らせいただけますでしょうか。	県内の食品事業者の状況等につきましては、秋田県食品産業振興ビジョン（ https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/69836 ）をご参照ください。
4	仕様書	3 (1) セミナー及びコンサルタントによる個別伴走支援等に関する業務	ECについて、ECモールと限定されていますが、モールではないカートやプラットフォームによるECが含まれない理由を教えてください。	本委託については、認知度が高く、集客力もあるECモールを対象を限定しています。
5	仕様書	3 (1) セミナー及びコンサルタントによる個別伴走支援等に関する業務	ECモールについては、想定されるブランドはありますか。（例：Amazon、楽天市場、Yahooショッピング等）	特にありません。
6	仕様書	3 (1) セミナー及びコンサルタントによる個別伴走支援等に関する業務	「出店経験の浅い事業者」とは具体的に、出店何年目までの事業者様を想定していますでしょうか。	出店年数について、特に想定していません。
7	仕様書	3 (1) セミナー及びコンサルタントによる個別伴走支援等に関する業務	「ECモールへの出店経験のある事業者」とは、「出店経験が浅い事業者」も含めた、すべての出店事業者を指しているという理解で相違ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	仕様書	3 (1) セミナー及びコンサルタントによる個別伴走支援等に関する業務	「ECモールを運営する企業等のスタッフ等」について、ECコンサルティング会社のスタッフの手配でも問題ないでしょうか。	ECモールへの出店について十分な知見を持つ方であれば構いません。
9	仕様書	3 (1) セミナー及びコンサルタントによる個別伴走支援等に関する業務	セミナー講師およびECコンサルタントはECモールを運営する企業等のスタッフ等となっていますが、Amazonや楽天市場の社員ということでしょうか。又はAmazonや楽天市場に出品、出店している企業のスタッフということでしょうか。	ECモールへの出店について十分な知見を持つ方であれば、いずれであっても構いません。

No.	資料	該当項目	質問内容	回答
10	仕様書	3 (1)セミナー及びコンサルタントによる個別伴走支援等に関する業務	参加者募集事務等について、県よりECに取り組んでいる事業者のリストを共有していただくことは可能ですか。	県が把握している範囲内で、県内食品事業者の情報を共有することは可能です。
11	仕様書	3 (1)セミナー及びコンサルタントによる個別伴走支援等に関する業務	「個別伴走支援に必要な参加者募集事務」について、貴課より参加者一覧をご共有いただくことは可能でしょうか。	県が把握している範囲内で、県内食品事業者の情報を共有することは可能です。
12	仕様書	3 (2) ウェブ物産展(仮称)実施	ウェブ物産展はECモールが前提となっていますが、同等の効果が期待できるのであれば、ECモールでなくてもよいでしょうか。	本委託については、認知度が高く、集客力もあるECモールに対象を限定しています。
13	仕様書	3 (2) ウェブ物産展(仮称)実施	ウェブ物産展への参加事業者数に目標値は設定されていますか。セミナー参加の20事業者程度ということでしょうか。	参加事業者数の目標値は設定していません。
14	仕様書	3 (2) ウェブ物産展(仮称)実施	ウェブ物産展を実施時に県産品の売上拡大のために、エンドユーザー向けに割引クーポン等を発行することは可能か？	可能です。
15	仕様書	3 (2) ウェブ物産展(仮称)実施	「ウェブ物産展に出店する時のインセンティブを付与する」のインセンティブは何を意味するか？そもそもECモール内に出店しやすいようなインセンティブか、あるいはウェブ物産展開催時に売上拡大につながるようなインセンティブを想定されているか教えていただきたい。	セミナーと連動した取組を講じる必要があります。インセンティブの付与は1つの例示であり、貴社が挙げたようなECモール内に出店しやすいようなインセンティブや、ウェブ物産展開催時に売上拡大につながるようなインセンティブもセミナーと連動した取組であれば対象となります。
16	仕様書	3 (2) ウェブ物産展(仮称)実施	過去の購買データとありますが、これは参加事業者の過去の購買データのことですか。あるいは以前に実施されたウェブ物産展の購買データのことでしょうか。後者の場合、データは共有いただけますか。	過去の購買データについて、特に指定はありません。県からのデータ提供はありません。なお、ここで求めているのは、事前分析を行い、広告効果及びウェブ物産展(仮称)の集客の最大化を図ることです。
17	仕様書	3 (2) ウェブ物産展(仮称)実施	「過去の購買データ等」について、貴課よりご共有はございますでしょうか。また、対象となるのは秋田県内事業者の店舗の購買データでしょうか、それともモール全体の購買データでしょうか。	県からのデータ提供はありません。過去の購買データについて、特に指定はありません。なお、ここで求めているのは、事前分析を行い、広告効果及びウェブ物産展(仮称)の集客の最大化を図ることです。
18	仕様書	3 (3) データ分析を行う情報の提供	「ECモールにおける購買動向状況を分析するためのウェブツール等による情報」について、モールから提供されるデータの活用でも問題ございませんでしょうか。	ECモールにおける購買動向状況を分析することができるようなデータが提供いただけるのであれば構いません。
19	仕様書	4 (5) 審査書類の作成及び提出	賃上げ実績が確認できる書類について指定のフォーマットはございますでしょうか。	参考様式はあります。「企画提案方式の審査における「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置について (https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63561)」をご参照ください。
20	仕様書	4 (5) 審査書類の作成及び提出	賃上げに関する書類について、当社人事担当からお送りしても問題ないでしょうか？	他の提出書類と一緒に提出してください。
21	仕様書	5 (1) 再委託等の制限	秋田県内の再委託先へ一部業務に委託を検討しているが、その場合においても、応募の時点で様式4号5号の共同提案者という記載のある書類を提出する必要があるか？	再委託の場合は不要です。